

## 動物愛護管理法における取扱業規制の推移

### 動物保護管理法 (昭和48年)

動物取扱業者特有の規定はなく、動物の所有者・占有者の努力義務のみ

条例による指導、飼養制限等の必要な措置を講じることができる旨規定

### 動物愛護管理法 (平成11年改正)

動物取扱業者の届出制を導入

動物の管理の方法等に関する基準遵守義務

基準遵守のための勧告、命令、罰則

販売業者の説明の責務

### 平成17年改正法

動物取扱業者の登録制を導入  
(登録拒否、更新制、取消し)

動物の管理の方法等に関する基準遵守義務、動物取扱責任者の選任義務

基準遵守のための勧告、命令、罰則

販売業者の説明の責務

## 動物愛護管理法における動物取扱業規制の関係条文の抜粋

	動物保護管理法（昭和 48 年）	動物愛護管理法（平成 11 年）	平成 17 年改正法
責務		<p style="text-align: center;">（動物販売業者の責務）</p> <p>第 6 条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（動物販売業者の責務）</p> <p>第 8 条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない。</p>
手続		<p style="text-align: center;">（動物取扱業の届出）</p> <p>第 8 条 動物（…）の飼養又は保管のための施設（…）を設置して動物取扱業（動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。…）を営もうとする者は、飼養施設を設置する事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事（…）に届け出なければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（動物取扱業の登録）</p> <p>第 10 条 動物（…）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。…）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。…）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。…）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（…）の登録を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（登録の拒否）</p> <p>第 12 条 都道府県知事は、第 10 条第 1 項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、…は、その登録を拒否しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（登録の更新）</p> <p>第 13 条 第 10 条第 1 項の登録は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p style="text-align: center;">（廃業等の届出）</p> <p>第 16 条 動物取扱業者が次の各号のいずれかに該</p>

			<p>当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から 30 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>五 その登録に係る動物取扱業を廃止した場合 動物取扱業者であつた個人又は動物取扱業者であつた法人を代表する役員</p> <p>2 動物取扱業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、動物取扱業者の登録は、その効力を失う。 (登録の取消し等)</p> <p>第 19 条 都道府県知事は、動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p>
<p><b>実体規範</b></p>	<p>【取扱業者特有の規定はなく、動物の所有者・占有者一般の規定のみ】</p> <p>(適正な飼養及び保管)</p> <p>第 4 条 動物の所有者又は占有者は、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。</p>	<p>(基準遵守義務)</p> <p>第 11 条 動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するために飼養施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。</p>	<p>(基準遵守義務)</p> <p>第 21 条 動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。</p>

			<p>(動物取扱責任者)</p> <p>第 22 条 動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任しなければならない。</p> <p>2 …</p> <p>3 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修(…)を受けさせなければならない。</p>
<p>遵守 措置</p>		<p>(勧告及び命令)</p> <p>第 12 条 都道府県知事は、動物取扱業者が前条第 1 項又は第 2 項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、飼養施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第 13 条 都道府県知事は、第八条から前条までの規定の施行に必要な限度において、動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の飼養施設を設置する事業者その他関係のある場所に立入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その</p>	<p>(勧告及び命令)</p> <p>第 23 条 都道府県知事は、動物取扱業者が第 21 条第 1 項又は第 2 項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、動物取扱業者が前条第 3 項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第 24 条 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び前三条の規定の施行に必要な限度において、動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関</p>

		<p>身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
--	--	--	---

<p>罰則</p>		<p>第 28 条 第 12 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。</p> <p>第 29 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>	<p>第 46 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第 10 条第 1 項の規定に違反して登録を受けないで動物取扱業を営んだ者</p> <p>二 不正の手段によつて第 10 条第 1 項の登録(第 13 条第 1 項の登録の更新を含む。)を受けた者</p> <p>三 第 19 条第 1 項の規定による業務の停止の命令に違反した者</p> <p>四 第 23 条第 3 項又は第 32 条の規定による命令に違反した者</p> <p>第 47 条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十四条第一項若しくは第二項又は第二十八条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第二十四条第一項又は第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>
<p>条例との関係</p>	<p>第 5 条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管についての指導及び助言に関し必要な措置を講ずることができる。</p>	<p>(条例による措置)</p> <p>第 14 条 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するため、必要があると認めるときは、飼養施設を設置して動物取扱業を営む者(動物取扱業を営もうとする者を含む。)に対して、この節に規定する措置に代えて、動物の飼養及び保管に関し、条例で、特別の規制措置を定めることができる。</p>	<p>(基準遵守義務)</p> <p>第 21 条 …</p> <p>2 都道府県又は指定都市は動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは条例で前項の基準に変えて動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。</p>